

弥富市市民活動団体登録の手引き

市民活動スペース（ミーティングルーム・市民ギャラリー・研修室）のご利用には、市民活動団体への登録が必要です。市民活動団体への登録後、予約・利用をお願いします。（社会教育団体として登録された団体は、市民活動団体への登録なしで“市民ギャラリー”のご利用は可能です。）

要件の確認

次の要件すべてに当てはまる団体のみ登録できます。

要件（登録できるか確認してください。）	
	市内において自主的かつ主体的に公益的な活動を行う団体であること。
	市民に開かれた団体であること。
	市内に事務所又は事務所機能を有する団体であること。
	5人以上で構成されている団体であること。
	団体や会員（構成員）が暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
	宗教的活動、政治的活動、選挙活動又は営利活動を目的としない団体であること。

登録ができない団体の例

- ・活動の主たる効果が市外で生じる活動を行う団体
- ・スポーツや文化芸能団体等の通常活動を目的とする団体
- ・地域の定期的活動（親睦会、敬老会等）を目的とする団体
- ・生涯学習や趣味的な活動、勉強、読書を行う団体
- ・特定の個人や団体又は構成員のみが利益を受ける活動を行う団体
- ・勧誘や寄付行為を行う団体

申請書及び添付書類の作成・提出

市民活動登録団体申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添付して、市民協働課まで提出してください。

必 須		会員（構成員）名簿（提出）（役職・氏名・住所・電話番号入り）
		代表者の身分を確認できる書類（提示） 例：運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証
任 意		定款又は会則等規則
		活動内容を示す書類（事業報告、事業計画等）
		財政状況を示す書類（決算、予算書等）

登録決定通知

申請後、市で内容について確認し、その適否について郵送でお知らせします。
(おおむね申請の日から 10 日程度かかります。)

登録の有効期限

登録した日にかかわらず、登録した日の属する年度の末日です。

登録事項の変更・登録の取消

以下の事由があった場合には速やかに下記を提出してください。

- 登録事項（代表者及び公益的活動に関する事）に変更があった場合
→市民活動団体登録変更申請書
- 登録を取り消したい場合
→市民活動団体登録取消届

また、各登録団体において要件を満たさなくなった場合は、市は登録を取り消すものとして扱います。

書類の提出先及び問い合わせ先

弥富市役所 市民生活部市民協働課（市役所 4 階）

平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

〒498-8501 弥富市前ヶ須町南本田 335 番地 電話 0567-65-1111

FAX 0567-67-4011 電子メール kyodo@city.yatomi.lg.jp